別紙

諮問第１８２７号

答　　申

１　審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第５号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都例規集データベースにおける東京都女性相談支援センター及び東京都女性相談支援センター多摩支所の〇〇に係る字句の伏せ字処理に関する起案文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和６年 10 月８日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和４年５月 30 日付４福保子育第 730 号「東京都例規集データベースにおける掲載項目の秘匿について」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、東京都女性相談支援センターの施設に係る情報（以下「本件不開示情報」という。）を条例７条６号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求については、令和７年５月２日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から令和７年６月 30 日に理由説明書を、令和８年６月 17 日に理由説明書（補充）を収受し、同年５月 22 日（第 268 回第二部会）から同年９月 25 日（第 271 回第二部会）まで、４回審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、審査請求書補正申立書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び理由説明書（補充）における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　東京都例規集データベースの掲載依頼について

東京都の例規は、公布後に、東京都総務局文書課が発行する東京都令規集に追録され、また、インターネット上の東京都例規集データベースに掲載される。

本件対象公文書は、福祉保健局長（当時）から総務局長宛ての東京都例規集データベースにおける掲載項目の秘匿を依頼する起案文書である。

イ　女性相談支援センターについて

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）に規定される、各都道府県に必置の施設であって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすものとして位置付けられている。

なお、女性相談支援センター又は女性相談支援センターから委託を受けた者は、困難な問題を抱える女性の安全の確保及び一時保護を行うものとされ、一時保護を行う施設の管理については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和５年９月８日付け内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第１号。以下「国の基本方針」という。）及び女性相談支援センターガイドライン（令和６年４月１日付け厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室。以下単に「ガイドライン」という。）によるものとされている。

ウ　本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求に対し特定された対象公文書は総務局長への依頼に係る起案文書であるが、当該依頼文書を受領した総務局においても起案文書が作成されたとすれば特定すべきである旨主張する。

実施機関は、本件対象公文書以外の文書の有無を確認したところ、当該依頼に対する事務処理に当たり、総務局においては起案文書を作成しておらず、対象となる

文書は存在しないと説明する。

審査会が事務局職員をして例規集データベースの修正に係る事務を確認させたところ、総務局では各局等から例規修正に係る依頼文と修正内容を受領した後、委託事業者に電子メールでデータベースの修正箇所を指示し、委託事業者は指示どおりにデータベースを修正するとのことであった。

審査会が検討したところ、データベースの修正は、各局等で意思決定済みの内容を反映させる事務であり、各局等からの依頼文を受領後、総務局では起案文書を作成しておらず、本件開示請求の対象となる公文書は存在しないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。したがって、本件対象公文書の特定は妥当である。

エ　本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件不開示情報は条例又は規則の条文内の語句それ自体であり、不開示とすることはできないものと解すべきであるなどと主張する。

実施機関は、本件対象公文書は施設の特性から非公表とすべき項目についてデータベース上での秘匿を依頼する文書であり、本件不開示情報が開示されると、支援対象者への加害者からの追跡の危険が高まり、より高度なセキュリティ対策が求められるなど、東京都女性相談支援センター（以下「センター」という。）の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例７条６号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報はセンターの施設に係る情報であり、国の基本方針及びガイドラインにおいて、厳重な秘匿を図る必要があるとされていることが認められる。本件対象公文書は当該情報のデータベース上での秘匿を依頼するための文書であり、本件不開示情報が開示されると、本件対象公文書の作成の目的を損なうこととなり、上記のとおり、センターの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件不開示情報は条例７条６号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

小泉　博嗣、荒木　理江、友岡　史仁、府川　繭子